



# 宮 崎 県 公 報

平成22年9月2日(木曜日) 第 2214 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

告 示	頁
○有害興行の指定……………(こども家庭課) 1	
○民有林の保安林の指定(4件)……………(自然環境課) 1	
○保安林の指定解除の予定の通知……………( “ ” ) 2	
○宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示……………(水産政策課) 2	
○道路の区域の変更(5件)……………(道路保全課) 20	
○道路の供用の開始(5件)……………( “ ” ) 21	

## 公 告

○工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施……………(消防保安課) 22
○土地改良区の役員の就退任の届出(5件)……………(農村整備課) 23
○県営土地改良事業計画の変更……………( “ ” ) 25
○入札公告……………25
病院局公告
○落札者等の公告……………26
公安委員会公告
○警備員指導教育責任者講習の実施について……………27

## 告 示

### 宮崎県告示第 574号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	制作・配給会社名	指定年月日
22年-26	映画	淫乱Wナース パイズリ治療	加藤組 <オービー映画>	平成22年8月24日
22 -27	映画	監禁玩具 わいせつ狩り	国沢組 <オービー映画>	
22 -28	映画	スケベな住人 昼も夜も発情中	竹洞組 <オービー映画>	
22 -29	映画	セクハラ女上司 パンスト性感責め	浜野組 <オービー映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

### 宮崎県告示第 575号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字酒谷字新村茶屋ノ平甲4449-14・甲4452-1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 576号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年 9 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字牡丹石 940-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字牡丹石 940-1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 577号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年 9 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字下野 1465-26、1465-46
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部

部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 578号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年 9 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字尾佐渡2364（次の図に示す部分に限る。）、字尾ノ平2356、2358-1、字尾佐渡2361から2363まで、2390-6
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字尾ノ平2358-1・字尾佐渡2361から2364まで・2390-6（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 579号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成22年 9 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 都城市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成22年 9 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 580号

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程（昭和55年宮崎県告示第 115号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（貸付け） 第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第 124号）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年	（貸付け） 第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第 124号）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年

農林水産省令第22号)の定めるところによるほか、この告示に定めるところにより、沿岸漁業従事者等に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金(以下「沿岸漁業改善資金」という。)を貸し付けるものとする。

(定義)

第1条の2 [略]

(沿岸漁業改善資金の種類等)

第2条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその1沿岸漁業者等ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第1のとおりとする。

(貸付金の合計額の限度)

第3条 1沿岸漁業従事者等に係る沿岸漁業改善資金の貸付金の合計額の限度は、2,000万円とする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額とする。

(借受資格)

第4条 沿岸漁業改善資金の借受資格を有する者(以下「借受資格者」という。)は、沿岸漁業の従事者である個人、沿岸漁業の従事者である個人の組織する団体又は沿岸漁業を営む会社(その常時使用する従事者の数が20人以下のものに限る。)のうち別表第1の資金種類の欄に掲げる資金の種類ごとに同表の貸付内容の欄に掲げる事業等を適正に実施することが見込まれるものとしてそれぞれ同表の貸付けの相手方の欄に掲げるものとする。

2 借受資格者のうち、総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して水産動植物の採捕の事業を行うものにあつては、知事が定める者でなければならない。ただし、生活改善資金を借り受ける場合にあつては、この限りでない。

3 [略]

農林水産省令第22号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成20年政令第234号)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。以下「バイオ燃料法」という。)及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成20年政令第296号)の定めるところによるほか、この告示に定めるところにより、法第3条第1項に規定する沿岸漁業従事者等(以下「沿岸漁業従事者等」という。)及び農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた中小企業者であつて同条第2項第2号ハに規定する措置を行うもの(以下「認定中小企業者」という。)に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金(以下「沿岸漁業改善資金」という。)を貸し付けるものとする。

(定義)

第1条の2 [略]

2 この告示において「沿岸漁業」とは、次に掲げる事業をいう。

(1) 無動力漁船及び総トン数20トン未満の動力漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業

(2) 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業(前号に該当するものを除く。)

(3) 水産動植物の養殖の事業

(沿岸漁業改善資金の種類等)

第2条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその1沿岸漁業従事者等及び1認定中小企業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第1のとおりとする。

(貸付金の合計額の限度)

第3条 1沿岸漁業従事者等及び1認定中小企業者に係る沿岸漁業改善資金の貸付金の合計額の限度は、3,000万円とする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額とする。

(借受資格)

第4条 沿岸漁業改善資金の借受資格を有する者(以下「借受資格者」という。)は、沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者のうち別表第1の資金種類の欄に掲げる資金の種類ごとに同表の貸付内容の欄に掲げる事業等を適正に実施することが見込まれるものとしてそれぞれ同表の貸付けの相手方の欄に掲げるものとする。この場合において、漁業従事者の減少・高齢化が進む最近の漁業情勢にあつて、水産物の供給を安定的に行う、意欲と能力のある担い手の育成が求められていることにかんがみ、経営等改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けに当たっては、漁業経営改善のための意欲的な取組を行おうとする者として知事が定めるものに対して配慮するものとする。

2 [略]

3 同一の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者に対する貸付けは

(保証人)

第 5 条 [略]

2 借受申請者が沿岸漁業従事者等の組織する団体である場合には、その構成員のうち、当該借受けによって受益する者（その者が特定されない場合にあっては、当該団体の役員）が当該団体の連帯保証人となるものとする。

(担保)

第 5 条の 2 借受申請者は、1 の貸付金の額若しくは貸付金の額（既に貸付けを受けた貸付金の償還残額を含む。）の合計額が 800 万円を超えることとなるとき又は県が貸付債権を保全するため必要があると認めるときは、担保を提供しなければならない。

2 前項の規定により担保を提供しなければならない場合においては、借受申請者に代わり第三者が担保を提供することができる。

3 県は、貸付金債権を保全するため必要があると認めるときは、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者又は前項の規定により担保を提供した第三者に対し、担保の追加又は変更を求めることができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、担保に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(貸付けの申請)

第 6 条 [略]

2・3 [略]

4 除外区域以外の区域に居住する借受申請者で当該借受申請者の住所地在その地区内に含む漁協がないもの（以下「漁協地区外申請者」という。）及び除外区域に居住する借受申請者で第 1 項第 2 号に掲げる資金の貸付けを受けようとするもの（以下「除外区域内申請者」という。）は、貸付申請書を、漁協地区外申請者の住所地在その所管区域内に含む西臼杵支庁又は農林振興局長を経由して知事に提出しなければならない。

5～7 [略]

(借用証書)

第 8 条 漁協地区内申請者（第 6 条第 6 項の規定により知事に貸付申請書を提出した者及び漁協地区内申請者の住所地在その地区内に含む漁協が水産業協同組合法第 11 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事業を行わない場合における当該漁協地区内申請者を除く。以下「特定借受申請者」という。）は、前条第 2 項の貸付決定通知書を受け取ったときは、沿岸漁業改善資金借用証書（別記様式第 4 号。以下「借用証書」という。）を経由漁協を経由して知

、知事が定める場合を除き原則として別表第 1 の貸付内容ごとに 1 回に限るものとする。

(保証人又は担保の提供)

第 5 条 [略]

2 前項の連帯保証人の数は、2 名以上とする。

3 借受申請者が沿岸漁業従事者等又は認定中小企業者の組織する団体である場合には、その構成員のうち、当該借受けによって受益する者（その者が特定されない場合にあっては、当該団体の役員）が当該団体の連帯保証人となるものとする。

4 借受申請者が、所定の連帯保証人を立てることができないと県が認める場合であって、適当な担保を提供することができる場合においては、借受申請者は、連帯保証人に替えて担保を提供することができる。

5 県は、貸付金債権を保全するため必要があると認める場合は、貸付金の交付を受けた者に対し、連帯保証人の追加若しくは交替又は担保の追加若しくは変更を求めることができる。

(貸付けの申請)

第 6 条 [略]

2・3 [略]

4 除外区域以外の区域に居住する借受申請者で当該借受申請者の住所地在その地区内に含む漁協がないもの及び除外区域に居住する借受申請者で第 1 項第 2 号に掲げる資金の貸付けを受けようとするものは、貸付申請書を、当該借受申請者の住所地在その所管区域内に含む西臼杵支庁又は農林振興局長を経由して知事に提出しなければならない。

5～7 [略]

8 借受申請者が認定中小企業者である場合の第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、第 3 項及び第 4 項中「当該借受申請者」とあるのは、「当該借受申請者（当該借受申請者が認定中小企業者の場合にあっては、農工商等連携促進法第 5 条第 1 項に規定する認定農工商等連携事業者である沿岸漁業従事者等）」と読み替えるものとする。

(借用証書)

第 8 条 漁協地区内申請者（第 6 条第 6 項の規定により知事に貸付申請書を提出した者及び漁協地区内申請者の住所地在その地区内に含む漁協が水産業協同組合法第 11 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事業を行わない場合における当該漁協地区内申請者を除く。以下「特定借受申請者」という。）は、前条第 2 項の貸付決定通知書を受け取ったときは、沿岸漁業改善資金借用証書（別記様式第 4 号。以下「借用証書」という。）を経由漁協を経由して知

事に提出しなければならない。この場合において、当該特定借受申請者は、当該貸付決定通知書を受け取った日から2週間以内に借用証書を経由漁協に提出しなければならない。

2～4 [略]

(期限前償還)

第12条 知事は、借受者が次に掲げるもののいずれかに該当すると認めるときは、償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。)にかかわらず、当該借受者に対し、貸付金の全部又は一部の期限前償還をさせるものとする。

(1) 事業実施量若しくは事業費の縮小によって貸付額が貸付限度額を超過したとき若しくは貸付金に残余があるとき又は実施事業量の縮小により貸付けの基準を満たさなくなったとき。

(2) 借入金を貸付けにおいて予定していた借入金の用途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。

(3) 償還金の支払を怠ったとき。

(4) 資金の借入れに際し、又はその借入後借入金債務の全部を弁済するまでの間において、知事に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

(5) [略]

(6) その他債権保全上著しい支障があると認めるとき。

2・3 [略]

別表第1(第2条・第4条関係)

資金種類	貸付内容	貸付けの相手方	貸付限度額	償還期間等
1 経営等改善資金 (1) 操船作業省力化機器等設置資金	ア 自動操だ装置の設置費用 イ 遠隔操縦装置の設置費用 ウ レーダーの設置費用 エ 自動航跡記録装置の設置費用 オ GPS受信機の設置費用	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体(漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。)又は沿岸漁業を営む会社(その常時使用する従業者の数が20人以下である)	500万円(自動操だ装置を設置する場合にあっては1台につき100万円、レーダーを設置する場合にあっては1台につき180万円、自動航跡記録装置を設置する場合については1台につき120万円、GPS受信機を設置する場合にあっては1台につき130万円)	7年以内(据置期間1年以内を含む。)

事に提出しなければならない。この場合において、当該特定借受申請者は、当該貸付決定通知書を受け取った日から2週間以内に借用証書を経由漁協に提出しなければならない。

2～4 [略]

(期限前償還)

第12条 知事は、借受者が次に掲げるもののいずれかに該当すると認めるときは、償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。)にかかわらず、当該借受者に対し、貸付金の全部又は一部の期限前償還をさせるものとする。

(1) 借受者の事業実施量又は事業費の縮小によって貸付金に残余が生じたとき。

(2) 借受者が借入金を貸付けにおいて予定していた借入金の用途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。

(3) 借受者が資金の借入れに際し、又はその借入後借入金債務の全部を弁済するまでの間において、知事に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

(4) 借受者につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。

(5) 借受者が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。

(6) 借受者が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。

(7) 借受者が県に対し数個の債務を負う場合において、その1つでも期限に弁済しなかったとき。

(8) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、処分され、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。

(9) [略]

(10) その他債権保全上著しい支障があると認めるとき。

2・3 [略]

別表第1(第2条・第4条関係)

資金種類	貸付内容	貸付けの相手方	貸付限度額	償還期間等
1 経営等改善資金 (1) 操船作業省力化機器等設置資金	ア 自動操だ装置の設置費用 イ 遠隔操縦装置の設置費用 ウ レーダーの設置費用 エ 自動航跡記録装置の設置費用 オ GPS受信機の設置費用	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む会社(その常時使用する従業者の数が20人以下である)	500万円(自動操だ装置を設置する場合にあっては1台につき100万円、レーダーを設置する場合にあっては1台につき180万円、自動航跡記録装置を設置する場合については1台につき120万円、GPS受信機を設置する場合にあっては1台につき130万円)	7年以内(据置期間1年以内を含む。) <u>ただし、農工商連携促進法第13条の規定が適用される場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、バイオ燃料法第10条の規定が適用さ</u>

		ものに限る。 )						のに限る。) 又は認定中小 企業者		れる場合に あつては9 年以内(据 置期間1年 以内を含む 。)
(2) 漁 ろう作 業省力 化機器 等設置 資金	ア 動力式つ り機の設置 費用 イ ラインホ ーラー等の 揚縄機の設 置費用 ウ ネットホ ーラー等の 揚網機の設 置費用 エ 漁業用ソ ナーの設置 費用 オ カラー魚 群探知機の 設置費用 カ 海水冷却 装置の設置 費用 キ 巻取りウ ィンチの設 置費用 ク 放電式集 魚灯の設置 費用 ケ 漁業用ク レーンの設 置費用	(1)と同じ	500万円(動力式つり 機を設置する場合にあ つては1セットにつき80万 円、ラインホーラー等の 揚縄機を設置する場合に あつては1台につき120 万円、ネットホーラー等 の揚網機を設置する場合 にあつては1台につき1 20万円、漁業用ソナーを 設置する場合にあつては 1台につき500万円、カ ラー魚群探知機を設置す る場合にあつては1台に つき150万円、海水冷却 装置を設置する場合にあ つては1台につき180万 円、巻取りウィッチを設 置する場合にあつては1 台につき70万円(ただし 、第4条第2項の知事が 定める者の場合にあつて は300万円)、放電式集 魚灯を設置する場合にあ つては1セットにつき2 00万円、漁業用クレーン を設置する場合にあつて は1台につき400万円)	7年以内(据置期間1 年以内を含む。)		(2) 漁 ろう作 業省力 化機器 等設置 資金	ア 動力式つ り機の設置 費用 イ ラインホ ーラー等の 揚縄機の設 置費用 ウ ネットホ ーラー等の 揚網機の設 置費用 エ 漁業用ソ ナーの設置 費用 オ カラー魚 群探知機の 設置費用 カ 海水冷却 装置の設置 費用 キ 巻取りウ ィンチの設 置費用 ク 放電式集 魚灯の設置 費用 ケ 漁業用ク レーンの設 置費用	(1)と同じ	500万円(動力式つり 機を設置する場合にあ つては1セットにつき80万 円、ラインホーラー等の 揚縄機を設置する場合に あつては1台につき120 万円、ネットホーラー等 の揚網機を設置する場合 にあつては1台につき1 20万円、漁業用ソナーを 設置する場合にあつては 1台につき500万円、カ ラー魚群探知機を設置す る場合にあつては1台に つき150万円、海水冷却 装置を設置する場合にあ つては1台につき180万 円、巻取りウィッチを設 置する場合にあつては1 台につき70万円(ただし 、第4条の知事が定める もの場合にあつては3 00万円)、放電式集魚灯 を設置する場合にあつて は1セットにつき200万 円、漁業用クレーンを設 置する場合にあつては1 台につき400万円)	7年以内(据置期間1 年以内を含む。) 。た だし、農商 工連携促進 法第13条の 規定が適用 される場合 にあつては 9年以内(据置期間3 年以内を含む。)、バ イオ燃料法 第10条の規 定が適用さ れる場合に あつては9
(3) 補 機関等 駆動機 器等設 置資金	ア 補機関(動力取出し 装置付き推進機 等を含む。) イ 油圧装置 の設置費用	(1)と同じ	500万円(補機関(動力取出し装置付き推進機 等を含む。))を設置する 場合にあつては1台につ き400万円、油圧装置を 設置する場合にあつては 1台につき100万円)	7年以内(据置期間1 年以内を含む。)		(3) 補 機関等 駆動機 器等設 置資金	ア 補機関(動力取出し 装置付き推進機 等を含む。) イ 油圧装置 の設置費用	(1)と同じ	500万円(補機関(動力取出し装置付き推進機 等を含む。))を設置する 場合にあつては1台につ き400万円、油圧装置を 設置する場合にあつては 1台につき100万円)	7年以内(据置期間1 年以内を含む。) 。た だし、農商 工連携促進 法第13条の 規定が適用 される場合 にあつては 9年以内(据置期間3 年以内を含む。)、バ イオ燃料法 第10条の規 定が適用さ れる場合に あつては9

(4) 燃料油消費節減機器等設置資金	ア 漁船用環境高度対応機関の設置費用 イ 定速装置の設置費用 ウ 発光ダイオード式集魚灯の設置費用	(1)と同じ	1,300万円(漁船用環境高度対応機関を設置する場合には1台につき1,200万円、定速装置を設置する場合には1台につき120万円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合には1セットにつき1,300万円)	7年以内(据置期間1年以内を含む。)	(4) 燃料油消費節減機器等設置資金	ア 漁船用環境高度対応機関の設置費用 イ 定速装置の設置費用 ウ 発光ダイオード式集魚灯の設置費用	(1)と同じ	2,500万円(漁船用環境高度対応機関を設置する場合には1台につき2,400万円、定速装置を設置する場合には1台につき120万円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合には1セットにつき1,300万円)	年以内(据置期間1年以内を含む。) 7年以内(据置期間1年以内を含む。) ただし、農商工連携促進法第13条の規定が適用される場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。) 、バイオ燃料法第10条の規定が適用される場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)
(5) 新養殖技術導入資金	知事が定める基準に基づき、知事が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は知事が定める養殖技術を導入して、水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用 ア 養殖施設の設置費用 イ 種苗の購入費用又は生産費用 ウ 餌料の購入費用	(1)と同じ	400万円(知事が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は知事が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行う者(その者が団体である場合にあってはその団体を構成する個人、その者が会社である場合にあってはその会社)1人(1社)につき400万円)	4年以内(据置期間2年以内を含む。)	(5) 新養殖技術導入資金	知事が定める基準に基づき、知事が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は知事が定める養殖技術を導入して、水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用 ア 養殖施設の設置費用 イ 種苗の購入費用又は生産費用 ウ 餌料の購入費用	(1)と同じ	400万円(知事が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は知事が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行う者(その者が団体である場合にあってはその団体を構成する個人、その者が会社である場合にあってはその会社)1人(1社)につき400万円)	4年以内(据置期間2年以内を含む。) 、ただし、農商工連携促進法第13条の規定が適用される場合にあっては5年以内(据置期間2年以内を含む。)
(6) 資源管理型漁業推進資金	(1) 知事が定める基準に基づき、資	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合	1,200万円	10年以内(据置期間3年以内を含む。)	(6) 資源管理型漁業推進資金	(1) 知事が定める基準に基づき、資	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合	1,200万円	10年以内(据置期間3年以内を含む。)

<p>金</p>	<p>源管理措 置 (漁具 ・漁法の 制限、漁 業時間又 は期間の 制限、禁 漁区域の 設定、体 長制限) を実施す るのに必 要な改良 漁具、漁 法転換用 漁具、漁 ろう機器 等の購入 費用又は 設置費用 (2) (1) と併せて 低利用・ 未利用資 源の開発 ・利用措 置と漁獲 物の付加 価値の向 上措置を 行う場合 における 次に掲げ る費用 ア 低利用 ・未利用 資源の開 発・利用 を行うの に必要な 漁具・漁 ろう機器 等の購入 費用又は 設置費用 イ 漁獲物 の付加価 値の向上 を行うの に必要な 活魚出荷 のための 船上活魚 装置、蓄</p>	<p>、沿岸漁業を 営み、若しく は沿岸漁業を 営む者を組合 員とする漁業 協同組合、沿 岸漁業を営み 、若しくは沿 岸漁業を営む 者を構成員と する協業体 (漁業生産組合 及び漁業協同 組合を除く。 ) 又は沿岸漁 業を営む会社 (その常時使 用する従業者 の数が20人以 下であるもの に限る。)</p>		<p>金</p>	<p>源管理措 置 (漁具 ・漁法の 制限、漁 業時間又 は期間の 制限、禁 漁区域の 設定、体 長制限) を実施す るのに必 要な改良 漁具、漁 法転換用 漁具、漁 ろう機器 等の購入 費用又は 設置費用 (2) (1) と併せて 低利用・ 未利用資 源の開発 ・利用措 置と漁獲 物の付加 価値の向 上措置を 行う場合 における 次に掲げ る費用 ア 低利用 ・未利用 資源の開 発・利用 を行うの に必要な 漁具・漁 ろう機器 等の購入 費用又は 設置費用 イ 漁獲物 の付加価 値の向上 を行うの に必要な 活魚出荷 のための 船上活魚 装置、蓄</p>	<p>、沿岸漁業を 営み、若しく は沿岸漁業を 営む者を組合 員とする漁業 協同組合、沿 岸漁業を営み 、若しくは沿 岸漁業を営む 者を構成員と する協業体 (漁業生産組合 及び漁業協同 組合を除く。 )、沿岸漁業 を営む会社 (その常時使用 する従業者の 数が20人以下 であるものに 限る。) 又は 認定中小企業 者</p>	<p>だし、農商 工連携促進 法第13条の 規定が適用 される場合 にあっては 12年以内 (据 置期間5 年以内を含 む。)、バ イオ燃料法 第10条の規 定が適用さ れる場合に あっては12 年以内 (据 置期間3年 以内を含む 。)</p>
----------	---	--	--	----------	---	--	---



	<p>養施設等 又は加工 のための 施設 (加 工機械、 選別機、 洗浄機、 包装機、 冷凍冷蔵 庫等を含 む。) の 設置費用</p>	<p>知事が定め る基準に基づ き、漁場の保 全に関する取 決めを締結し て養殖業の生 産工程を総合 的に改善する 漁業生産方式 の導入を行う 場合における 次に掲げる費 用</p> <p>ア 養殖漁場 環境の悪化 防止を目的 として投餌 の内容・量 ・方法の改 善を行うの に必要な造 粒機、自動 給餌機、飼 料倉庫等の 購入費用又 は設置費用</p> <p>イ 養殖魚の 安全性の確 保を目的と して漁網防 汚剤を使用 しないで養 殖を行うの に必要な高 耐波性いけ す、金網い けす、自動 網いけす洗 浄機、附着 物駆除用生 物培養器、 酸素供給装</p>	<p>(6)と同じ</p> <p>2,000万円 (漁場環境 適正化管理協定に基づく 取組みにあっては、1,2 00万円)</p>	<p>10年以内 ( 据置期間 3 年以内を含む。)</p>			<p>養施設等 又は加工 のための 施設 (加 工機械、 選別機、 洗浄機、 包装機、 冷凍冷蔵 庫等を含 む。) の 設置費用</p>	<p>知事が定め る基準に基づ き、漁場の保 全に関する取 決めを締結し て養殖業の生 産工程を総合 的に改善する 漁業生産方式 の導入を行う 場合における 次に掲げる費 用</p> <p>ア 養殖漁場 環境の悪化 防止を目的 として投餌 の内容・量 ・方法の改 善を行うの に必要な造 粒機、自動 給餌機、飼 料倉庫等の 購入費用又 は設置費用</p> <p>イ 養殖魚の 安全性の確 保を目的と して漁網防 汚剤を使用 しないで養 殖を行うの に必要な高 耐波性いけ す、金網い けす、自動 網いけす洗 浄機、附着 物駆除用生 物培養器、 酸素供給装</p>	<p>(6)と同じ</p> <p>2,000万円 (漁場環境 適正化管理協定に基づく 取組みにあっては、1,2 00万円)</p>	<p>10年以内 ( 据置期間 3 年以内を含む。)<u>。た だし、農商 工連携促進 法第13条の 規定が適用 される場合 にあっては 12年以内 ( 据置期間 5 年以内を含 む。)</u>、<u>バ イオ燃料法 第10条の規 定が適用さ れる場合に あっては12 年以内 (据 置期間 3 年 以内を含む 。)</u></p>			
--	--	---	---	------------------------------------	--	--	--	---	---	--	--	--	--

	置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用 ウ ア又はイに関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用					置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用 ウ ア又はイに関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用				
(8) 乗組員安全機器等設置資金	ア 転落防止用すりの設置費用 イ すべり止めの設置費用 ウ 安全カバー装置の設置費用 エ 揚網機安全装置の設置費用 オ 船上トイレの設置費用	(1)と同じ	[略]	[略]	(8) 乗組員安全機器等設置資金	ア 転落防止用すりの設置費用 イ すべり止めの設置費用 ウ 安全カバー装置の設置費用 エ 揚網機安全装置の設置費用 オ 船上トイレの設置費用	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体(漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。)又は沿岸漁業を営む会社(その常時使用する従業員の数が20人以下であるものに限る。)	[略]	[略]	[略]
(9) 救命消防設備購入資金	ア 膨張式救命いかだの購入費用 イ 救命胴衣の購入費用 ウ 救命浮環又は救命浮輪の購入費用	(1)と同じ	[略]	[略]	(9) 救命消防設備購入資金	ア 膨張式救命いかだの購入費用 イ 救命胴衣の購入費用 ウ 救命浮環又は救命浮輪の購入費用	(8)と同じ	[略]	[略]	[略]

	エ 信号紅炎の購入費用 オ 消火器の購入費用 カ イーバブの購入費用 キ レーダートランスポンダの購入費用	(1)と同じ	[略]	[略]		エ 信号紅炎の購入費用 オ 消火器の購入費用 カ イーバブの購入費用 キ レーダートランスポンダの購入費用	(8)と同じ	[略]	[略]
(10) 漁船転覆防止機器等設置資金	ア 漁獲物の横移動防止の費用 イ 甲板口のコーミングの設置費用 ウ 甲板口の閉鎖装置の設置費用 エ 甲板下の魚そうの設置費用	(1)と同じ	[略]	[略]	(10) 漁船転覆防止機器等設置資金	ア 漁獲物の横移動防止の費用 イ 甲板口のコーミングの設置費用 ウ 甲板口の閉鎖装置の設置費用 エ 甲板下の魚そうの設置費用	(8)と同じ	[略]	[略]
(11) 漁船衝突防止機器等購入資金	ア レーダー反射器の購入又は設置費用 イ 無線電話の設置費用	(1)と同じ	[略]	[略]	(11) 漁船衝突防止機器等購入資金	ア レーダー反射器の購入又は設置費用 イ 無線電話の設置費用	(8)と同じ	[略]	[略]
(12) 漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識(灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイ)の購入費用	(1)と同じ	[略]	[略]	(12) 漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識(灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイ)の購入費用	(1)と同じ	[略]	[略]
[略]					[略]				
3 青年漁業者等養成確保資金 (1)・(2) [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	3 青年漁業者等養成確保資金 (1)・(2) [略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(3) 漁業経営開始資金	知事が定める基準に基づき青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要となる機器又は施設の設置費用、漁具	(2)と同じ	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき1,000万円(ただし、第4条第2項の知事が定める者の場合においては、2,000万円、1の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあつては800万円)	10年以内(据置期間3年以内を含む。)	(3) 漁業経営開始資金	知事が定める基準に基づき青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要となる機器又は施設の設置費用、漁具	(2)と同じ	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき1,000万円(ただし、第4条の知事が定めるものの場合においては、2,000万円、1の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあつては800万円)	10年以内(据置期間3年以内を含む。) ただし、バイオ燃料法第10条の規定が適用される場合にあっては12年以内(据置期間3年以内を含む。)

	、種苗又は餌料の購入費用、漁船の建造又は購入費用等 (ただし、知事が定める費用を除く。)					、種苗又は餌料の購入費用、漁船の建造又は購入費用等 (ただし、知事が定める費用を除く。)					)
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別記様式第 1 号中

償 還 計 画											委託事務 処理機関	
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目			
月 日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	を
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

に改める。

償 還 計 画												委託事務 処理機関	
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目		
月 日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

別記様式第 2 号の 1 及び別記様式第 2 号の 1 の 2 を次のように改める。

様式 2 号の 1 (第 6 条関係)

## 事 業 計 画 書

経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金以外の資金用

## 1 総括表

申請者の氏名	購入設置する機器等			購入設置費	申請額
	種類名称	台(セット)数	単 価		
			円	千円	千円

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者の氏名の欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。

## 2 設置計画

## (1) 資金の種類、機器等の概要

資金の種類及び機器等の種類名称	メーカー名称及び型式名称	施工者名称	機器等の内容	購入又は設置の予定時期

## (2) 機器等を装備する漁船

登録番号	船 名	総トン数
所有者氏名	進水年月日	
漁業種類		

(注) 1 設置計画の記入に当たっては、次の事項に注意されたい。

- (1) 資金の種類及び機器等の種類名称……「操船作業省力化機器等設置資金」等の資金の種類及び「遠隔操縦装置」種類を記入する。
- (2) メーカー名称及び型式名称……機器等の種類名称ごとに、メーカー名及び型式番号、品名等を記入する。
- (3) 施工者名称……機器等の取付け、装備等を行う施工者の名称を記入する。

(4) 機器等の内容………機器の性能・出力、制御する施設の出力又は工事の内容及び範囲等を記入する。

- (例) 自動操だ装置 磁気コンパスパイロット式 操だ機 電動 ○ kW  
 遠隔操縦装置 推進機関 ○ kW用  
 動力式つり機 } ○ 漁業用、電動 ○ kW  
 ラインホーラー } 巻き上げ速度 ○ m/min  
 ネットホーラー }  
 補 機 関 } ○○用 ○ kW (動力取出装置のみの場合にあつては取出し出力をOPSとして記入する。)  
 漁船用環境 ○ kW  
 高度対応機関  
 定速装置 ○○用  
 すべり止め ○ m<sup>2</sup>、すべり止め塗料塗布 (使用量○1)  
 安全カバー装置 揚網機駆動軸カバー ○製  
 揚網機安全装置 揚錨機カバー ○製  
 救命いかだ 船曳網用、底曳網用、○○用  
 救命浮環、救命浮輪、信号紅炎 膨張式 特記する必要はない  
 漁獲物の横移動防止装置 魚そう 長さ○m×幅○m×深さ○mを○個に仕切る。  
 荷止板 ○製長さ○m×幅○m×厚さ○cm×○枚  
 隔壁 ○製厚さ○cm○枚設置 (防熱○材厚さ○cm)  
 魚溜め ○製長さ○m×幅○m×深さ○m  
 甲板口のコーミング ○製長さ○m×幅○m×高さ○m (ビーム取替○本)×○個  
 甲板口の閉鎖装置 ○製長さ○m×幅○m×厚さ○m×○個  
 レーダー反射器 多板組立式有効反射面積○m<sup>2</sup> (吊下式)  
 無線電話 ○ Hz ○ W  
 灯火付きブイ 白色 ○ W  
 レーダー反射機付ブイ 多板組立式有効反射面積○m<sup>2</sup>

(注) 2 次の資料を添付すること。

- (1) 機器等について、基準の示してあるものについては、基準を満たしていることが分かるカタログ、取扱い書若しくは設計図又はこれらのコピー  
 (2) 申請者が認定中小企業者以外の場合は、別紙の収支計画 (ただし、乗組員安全機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器購入等資金及び漁具損壊防止機器購入資金に係る事業計画書については、添付を省略して差支えない。)

3 資 金 計 画

資 金 調 達 方 法		
沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

様式第 2 号の 1 の 2 (第 6 条関係)

## 事業計画書 (資源管理型漁業推進資金用)

## 1 総括表

申請者の氏名	購入設置する機器等			購入設置費	申請額
	種類名称	台数	単価		
			円	千円	千円

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者の氏名の欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。

## 2 実施計画

## (1) 資源管理措置

## ア 資源管理の内容

資源管理対象漁場	
管理対象水産資源	
管理対象漁業種類	
資源管理の実施者	
水産資源の管理の方法	
取決めの有効期間	
取決めに違反した場合の措置	
その他	

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

## イー① 資源管理措置に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

## イー② 機器等を装備する漁船

登録番号		船名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

(2) 低利用・未利用資源の開発・利用  
 ア 低利用・未利用資源の開発・利用の内容

低利用・未利用魚種		漁獲時期	月～ 月
開発・利用の方法			

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

イー① 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置 予定、保有済 み、共同利用 の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及 び施工者名称	機器等 の内容	購入又は設 置予定時期

イー② 機器等を装備する漁船

登録番号		船 名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

(3) 付加価値向上措置  
 ア 活魚出荷を行う場合  
 (ア) 活魚出荷の内容

対 象 魚 種		活魚出荷量	年間	t
活魚出荷の方法				

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者のそれぞれの取り組む内容を記載すること。

(イ)ー① 活魚出荷に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置 予定、保有済 み、共同利用 の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及 び施工者名称	機器等 の内容	購入又は設 置予定時期

(イ)ー② 機器等を装備する漁船

登録番号		船 名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			



イ 加工を行う場合  
 (ア) 加工の内容

対 象 魚 種		加工量(原料魚)	年間	t
加 工 の 方 法				

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者のそれぞれの取り組む内容を記載すること。

(イ) 加工に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置 予定、保有済 み、共同利用 の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及 び施工者名称	機器等 の内容	購入又は設 置予定時期

### 3 資金計画

資 金 調 達 方 法		
沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

(注) 資源管理に関する取決めの写し及び別紙の収支計画を添付すること。  
 ただし、申請者が認定中小企業者の場合は収支計画書の添付は不要である。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																															
<p>様式第 2 号の 1 の 3 (第 6 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>1 総括表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 漁場環境適正化管理の内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(2) 養殖漁場環境の悪化防止措置</p> <p>ア 投餌の内容・量・方法の改善の内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>イ [略]</p> <p>(3) 養殖魚の安全性の確保措置</p> <p>ア 薬品・漁網防汚剤の使用適正化の内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>イ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 資金計画</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">購入設置費</th> <th colspan="3">資金調達方法</th> </tr> <tr> <th>沿岸漁業改善資金</th> <th>自 己 資 金</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	[略]	[略]	[略]	[略]	購入設置費	資金調達方法			沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他	千円	千円	千円	千円	<p>様式第 2 号の 1 の 3 (第 6 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>1 総括表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 漁場環境適正化管理の内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組み内容を記載すること。</p> <p>(2) 養殖漁場環境の悪化防止措置</p> <p>ア 投餌の内容・量・方法の改善の内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組み内容を記載すること。</p> <p>イ [略]</p> <p>(3) 養殖魚の安全性の確保措置</p> <p>ア 薬品・漁網防汚剤の使用適正化の内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組み内容を記載すること。</p> <p>イ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 資金計画</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="4">資金調達方法</th> </tr> <tr> <th>沿岸漁業改善資金</th> <th>自 己 資 金</th> <th colspan="2">そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	[略]	[略]	[略]	[略]	資金調達方法				沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他		千円	千円	千円	
[略]																																
[略]																																
[略]																																
[略]																																
購入設置費	資金調達方法																															
	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他																													
千円	千円	千円	千円																													
[略]																																
[略]																																
[略]																																
[略]																																
資金調達方法																																
沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他																														
千円	千円	千円																														
<p>様式第 2 号の 2 (第 6 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>1 総括表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(注)</p> <p style="text-align: center;"><u>1・2</u> [略]</p> <p>2 資金計画</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">購入設置費</th> <th colspan="3">資金調達方法</th> </tr> <tr> <th>沿岸漁業改善資金</th> <th>自 己 資 金</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 収支計画(別記様式第 2 号の 1 の別紙に準ずる。)を添付すること。</p>	[略]	購入設置費	資金調達方法			沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他	千円	千円	千円	千円	<p>様式第 2 号の 2 (第 6 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>1 総括表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(注) <u>1</u> 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者の氏名の欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。</p> <p><u>2</u> 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組み内容を記載すること。</p> <p style="text-align: center;"><u>3・4</u> [略]</p> <p>2 資金計画</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="4">資金調達方法</th> </tr> <tr> <th>沿岸漁業改善資金</th> <th>自 己 資 金</th> <th colspan="2">そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 収支計画(別記様式第 2 号の 1 の別紙に準ずる。)を添付すること(申請者が認定中小企業者である場合を除く。)</p>	[略]	資金調達方法				沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他		千円	千円	千円							
[略]																																
購入設置費	資金調達方法																															
	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他																													
千円	千円	千円	千円																													
[略]																																
資金調達方法																																
沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他																														
千円	千円	千円																														
<p>様式第 2 号の 5 の 2 (第 6 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>3 資金計画</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">資金調達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">購入費</td> <td style="text-align: center;">資金調達方法</td> </tr> </tbody> </table>	資金調達方法		購入費	資金調達方法	<p>様式第 2 号の 5 の 2 (第 6 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>3 資金計画</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">資金調達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">購入費</td> <td style="text-align: center;">資金調達方法</td> </tr> </tbody> </table>	資金調達方法		購入費	資金調達方法																							
資金調達方法																																
購入費	資金調達方法																															
資金調達方法																																
購入費	資金調達方法																															

	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円	千円

様式第 3 号 (第 7 条関係)

[略]				
[略]				
償 還 方 法	[略]			
	第10回	年 月 日	千円	
	[略]			
[略]				
[略]				

様式第 4 号 (第 8 条関係)

[略]					
[略]					
[略]	償還期 日及び 償還額	[略]	第10回	年 月 日	円

[略]

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第 1 条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者 (以下「乙」という。 ) は、宮崎県 (以下「甲」という。 ) が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限 (分割払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。 ) にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

(1) 乙の事業実施量若しくは事業費の縮小によって貸付額が貸付限度額を超過したとき若しくは貸付金に残金があるとき又は実施事業量の縮小により貸付けの条件を満たさなくなったとき

。

(2) 乙が正当な理由なく貸付けの条件に違反したとき。

(3) [略]

(4) 乙が償還金の支払いを怠ったとき。

(5) [略]

(6) 乙が宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程、沿岸漁業改善資金事務取扱要領及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。

(7) [略]

[略]

様式第 5 号 (第 11 条関係)

[略]

	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円	千円

様式第 3 号 (第 7 条関係)

[略]				
[略]				
償 還 方 法	[略]			
	第10回	年 月 日	千円	
	第11回	年 月 日	千円	
第12回	年 月 日	千円		
[略]				
[略]				

様式第 4 号 (第 8 条関係)

[略]					
[略]					
[略]	償還期 日及び 償還額	[略]	第10回	年 月 日	円
			第11回	年 月 日	円
			第12回	年 月 日	円

[略]

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第 1 条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者 (以下「乙」という。 ) は、宮崎県 (以下「甲」という。 ) が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限 (分割払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。 ) にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

(1) 乙の事業実施量又は事業費の縮小によって貸付金に残金が生じたとき。

(2) [略]

(3) [略]

(4) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。

(5) 乙が支払を停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。

(6) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。

(7) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その 1 つでも期限に弁済しなかったとき。

(8) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、処分され、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。

(9) 乙が宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。

(10) [略]

[略]

様式第 5 号 (第 11 条関係)

[略]

当初の 償還方 法	[略]	繰上償 還後の 償還方 法	[略]
	第10回 年 月 日		第10回 年 月 日
	[略]		[略]

[略]

様式第 6 号 (第12条関係)

[略]

当初の 償還方 法	[略]	期限前 償還後 の償還 方法	[略]
	第10回 年 月 日		第10回 年 月 日
	[略]		[略]

[略]

様式第 7 号 (第13条関係)

[略]

当初の 償還方 法	[略]	変更後 の償還 方法	[略]
	第10回 年 月 日		第10回 年 月 日
	[略]		[略]

[略]

様式第 8 号 (第14条関係)

[略]

当初の 償還方 法	[略]	変更後 の償還 方法	[略]
	第10回 年 月 日		第10回 年 月 日
	[略]		[略]

[略]

様式第 9 号の 1 (第15条関係)

[略]

2 事業実施状況

[略]

(注) 1・2 [略]

3 事業名欄には、貸付対象機器等を詳細に記入すること。また、領収書の写しを添付すること。

[略]

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 581号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月 2 日から平成22年 9 月16日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

当初の 償還方 法	[略]	繰上償 還後の 償還方 法	[略]
	第10回 年 月 日		第10回 年 月 日
	第11回 年 月 日		第11回 年 月 日
	第12回 年 月 日		第12回 年 月 日
[略]	[略]		[略]

[略]

様式第 6 号 (第12条関係)

[略]

当初の 償還方 法	[略]	期限前 償還後 の償還 方法	[略]
	第10回 年 月 日		第10回 年 月 日
	第11回 年 月 日		第11回 年 月 日
	第12回 年 月 日		第12回 年 月 日
[略]	[略]		[略]

[略]

様式第 7 号 (第13条関係)

[略]

当初の 償還方 法	[略]	変更後 の償還 方法	[略]
	第10回 年 月 日		第10回 年 月 日
	第11回 年 月 日		第11回 年 月 日
	第12回 年 月 日		第12回 年 月 日
[略]	[略]		[略]

[略]

様式第 8 号 (第14条関係)

[略]

当初の 償還方 法	[略]	変更後 の償還 方法	[略]
	第10回 年 月 日		第10回 年 月 日
	第11回 年 月 日		第11回 年 月 日
	第12回 年 月 日		第12回 年 月 日
[略]	[略]		[略]

[略]

様式第 9 号の 1 (第15条関係)

[略]

2 事業実施状況

[略]

(注) 1・2 [略]

3 事業名欄には、貸付対象機器等を詳細に記入すること。また、請求書・領収書の写し等証拠書類を添付すること。

[略]

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	日向市東郷 町山陰字桂 原乙 194番 3 地先から 同市同町山 陰字中ノ原 乙1008番 1 地先まで	旧	12.0 ~ 102.2	1460.0
				新	12.0 ~ 102.2	1460.0

## 宮崎県告示第 582号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月 2 日から平成22年 9 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	日向市東郷町山陰字切瀬丙 570番 2 地先から同市同町山陰同字丙 5 82番 1 地先まで	旧	7.9 ～ 17.6	161.2
				新	8.2 ～ 38.2	160.6

## 宮崎県告示第 583号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月 2 日から平成22年 9 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字榎木1844番 1 地先から同郡同町同区鬼神野同字1844番 1 地先まで	旧	6.0 ～ 26.6	148.4
				新	11.2 ～ 46.2	146.2

## 宮崎県告示第 584号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月 2 日から平成22年 9 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
210	県道	宇納間日之影線	東臼杵郡美郷町北郷区宇納間字七郎ヶ平7189番 1 地先から同郡同町同区宇納間同字7198番 5 地先まで	旧	9.4 ～ 20.3	51.3
				新	9.4 ～ 25.8	51.3

## 宮崎県告示第 585号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月 2 日から平成22年 9 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
224	県道	遠見半島線	東臼杵郡門川町大字庵川字谷ノ山5501番 1 地先から同郡同町同大字同字5501番 1 地先まで	旧	2.5 ～ 8.2	146.3
				新	10.1 ～ 23.0	146.3

## 宮崎県告示第 586号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月 2 日から平成22年 9 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	日向市東郷町山陰字桂原乙 194番 3 地先から同市同町山陰字中ノ原乙1008番 1	平成22年 9 月 2 日

地先まで

**宮崎県告示第 587号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月 2 日から平成22年 9 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字榎木1844番 1 地先から同郡同町同区鬼神野同字 1844番 1 地先まで	平成22年 9 月 2 日

**宮崎県告示第 588号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月 2 日から平成22年 9 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
109	県道	飯野松山都城線	都城市梅北町2352番 1 地先から同市同町1632番 1 地先まで	平成22年 9 月 2 日

**宮崎県告示第 589号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月 2 日から平成22年 9 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
210	県道	宇納間日之影線	東臼杵郡美郷町北郷区宇納間字七郎ヶ平7189番 1 地先から同郡同町同区宇納間同字7198番 5 地先まで	平成22年 9 月 2 日

**宮崎県告示第 590号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月 2 日から平成22年 9 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
224	県道	遠見半島線	東臼杵郡門川町大字庵川字谷ノ山5501番 1 地先から同郡同町同大字同字5501番 1 地先まで	平成22年 9 月 2 日

**公 告**

消防法（昭和23年法律第 186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成22年 9 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 講習の対象者
  - (1) 消防設備士免状の交付を受けた日から 2 年以内の者
  - (2) 前回の講習を受けた日から 5 年以内の者
- 2 講習実施区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消火設備	第 1 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第 2 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第 3 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士

警報設備	第 4 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第 7 類の乙種消防設備士
避難設備 ・ 消火器	第 5 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第 6 類の乙種消防設備士

## 3 講習の日時及び場所

講習区分	日 時	場 所
消火設備	平成22年10月19日(火) 9時30分から17時00分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番1 宮崎地域職業訓練センター
	平成22年10月26日(火) 9時30分から17時00分まで	宮崎市学園木花台西 2丁目4番地3
警報設備	平成22年10月13日(水) 9時30分から17時00分まで	都城市高城生涯学習センター 都城市高城町穂満坊 105番地
	平成22年10月20日(水) 9時30分から17時00分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番1 宮崎地域職業訓練センター
	平成22年10月27日(水) 9時30分から17時00分まで	宮崎市学園木花台西 2丁目4番地3
避難設備 ・ 消火器	平成22年10月21日(木) 9時30分から17時00分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番1 宮崎地域職業訓練センター
	平成22年10月28日(木) 9時30分から17時00分まで	宮崎市学園木花台西 2丁目4番地3

## 4 受講申込手続

## (1) 受講申請書の受付期間

平成22年9月13日(月)から平成22年10月1日(金)まで(郵送の場合は、10月1日(金)の消印のあるものまで有効とする。)

## (2) 受講申請書の提出先

宮崎市宮田町1番11号 宮崎県自治会館内(〒880-0804)  
財団法人宮崎県消防設備保守協会

## 5 受講手数料

講習区分ごとに7,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

## 6 その他

詳細については、財団法人宮崎県消防設備保守協会(電話 0985(27)7348)又は宮崎県危機管理局消防保安課(電話 0985(26)7627)に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、楠原土地改良区(日南市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	山 中 茂	日南市大字楠原1973番地
理 事	藤 川 泰 憲	日南市大字楠原58番地
理 事	大 倉 孝 平	日南市大字楠原950番地
理 事	倉 元 利 昭	日南市大字楠原1689番地
理 事	中 村 吉 春	日南市大字楠原2010番地
理 事	石 山 昂	日南市鉄肥6丁目6番15号1
理 事	佐 原 勇 次	日南市鉄肥8丁目4番10号
理 事	水 元 秀 治	日南市大字吉野方 11792番地
監 事	川 越 信 男	日南市大字楠原1502番地
監 事	山 口 新 市	日南市大字楠原1979番地
監 事	久 永 剛	日南市鉄肥6丁目4番38号
監 事	高 崎 憲 一	日南市大字吉野方 11672番地

(任期：平成24年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	山 中 茂	日南市大字楠原1973番地
理 事	蛭 原 和 善	日南市大字楠原1220番地1
理 事	大 倉 孝 平	日南市大字楠原 950番地
理 事	倉 元 利 昭	日南市大字楠原1689番地
理 事	中 村 吉 春	日南市大字楠原2010番地
理 事	石 山 昂	日南市鉄肥6丁目6番15号1
理 事	佐 原 勇 次	日南市鉄肥8丁目4番10号
理 事	水 元 秀 治	日南市大字吉野方 11792番地

監 事	川 越 信 男	日南市大字楠原1502番地
監 事	山 口 新 市	日南市大字楠原1979番地
監 事	久 永 剛	日南市鉄肥 6 丁目 4 番38号
監 事	高 崎 憲 一	日南市大字吉野方 11672番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、昌明寺土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年 9 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
監 事	吉 村 幸 雄	えびの市大字昌明寺 678番地

(任期：平成24年 4 月23日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
監 事	松 下 正 民	えびの市大字昌明寺 317番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、白鳥土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年 9 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	川 口 三 雄	えびの市大字末永1180番地 2
理 事	山 口 育 雄	えびの市大字末永1235番地 2
理 事	繪 柳 博 憲	えびの市大字末永1104番地
理 事	島 木 静 雄	えびの市大字末永1090番地 8
理 事	岩 元 林 平	えびの市大字末永1008番地 4
監 事	四 元 実 昭	えびの市大字末永1416番地
監 事	奥 松 良志久	えびの市大字末永1191番地

(任期：平成24年 5 月27日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	川 口 三 雄	えびの市大字末永1180番地 2
理 事	山 口 育 雄	えびの市大字末永1235番地 2
理 事	繪 柳 博 憲	えびの市大字末永1104番地
理 事	島 木 静 雄	えびの市大字末永1090番地 8
理 事	岩 元 林 平	えびの市大字末永1008番地 4
監 事	四 元 実 昭	えびの市大字末永1416番地
監 事	奥 松 良志久	えびの市大字末永1191番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、堂本土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年 9 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	田 方 正 英	えびの市大字向江 321番地
理 事	阿 多 義 一	えびの市大字浦1444番地 5
理 事	黒 肱 芳 次	えびの市大字亀沢38番地 4
理 事	福 元 輝 文	えびの市大字柳水流 547番地
理 事	前 田 寛 務	鹿児島県始良郡湧水町鶴丸 488番地口
理 事	椿 山 清 文	えびの市大字向江 375番地 2
理 事	上 井 正 秀	えびの市大字島内 566番地
監 事	有 馬 正 治	えびの市大字向江 436番地
監 事	中 山 英 雄	えびの市大字向江1570番地 1

(任期：平成26年 4 月10日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	田 方 正 英	えびの市大字向江 321番地
理 事	阿 多 義 一	えびの市大字浦1444番地 5



理事	黒 肱 芳 次	えびの市大字亀沢38番地 4
理事	前 園 芳 文	えびの市大字島内 787番地
理事	田 代 一 範	えびの市大字向江 376番地 1
理事	福 元 輝 文	えびの市大字柳水流 547番地
理事	前 田 寛 務	鹿児島県始良郡湧水町鶴丸 488番地 地口
監事	有 馬 光 治	鹿児島県始良郡湧水町鶴丸 636番地
監事	井 料 利 雄	えびの市大字向江 867番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、杉安堰土地改良区(西都市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理事長	伊 東 忠 敏	西都市大字岡富 475番地
筆頭理事	浜 砂 忠 興	西都市大字南方3282番地イ
理事	池 澤 耕 助	西都市大字南方1409番地 2
理事	原 秀 樹	西都市大字三宅 471番地 3
理事	菅 原 眞 實	西都市大字調殿 390番地 2
理事	杉 田 広 俊	西都市大字南方1055番地
理事	関 屋 卓 朗	西都市大字三宅4572番地
理事	菊 池 祥 治	西都市大字右松 608番地
理事	川 越 重 信	西都市大字黒生野 249番地
総括監事	松 本 良 文	西都市大字南方4051番地
監 事	沼 口 数 敏	西都市大字右松 5 丁目19番地
監 事	鬼 塚 長 幸	西都市大字三宅2157番地

(任期:平成26年7月12日まで)

#### 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理事長	伊 東 忠 敏	西都市大字岡富 475番地
筆頭理事	浜 砂 忠 興	西都市大字南方3282番地イ
理事	米 良 常 二	西都市大字南方 803番地 1
理事	池 澤 耕 助	西都市大字南方1409番地 2
理事	橋 口 俊 昭	西都市大字童子丸 595番地
理事	菅 原 眞 實	西都市大字調殿 390番地 2
理事	八 木 邦 彦	西都市大字三宅2833番地
理事	本 部 博 嗣	西都市大字右松 573番地
理事	松 浦 義 信	西都市大字黒生野 397番地
総括監事	松 本 良 文	西都市大字南方4051番地
監 事	原 秀 樹	西都市大字三宅 471番地 3
監 事	沼 口 数 敏	西都市大字右松 5 丁目19番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、山王地区県営土地改良事業(西都市、ため池等整備事業)に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書写し

#### 2 縦覧期間

平成22年9月2日から平成22年10月4日まで

#### 3 縦覧場所

西都市役所農林振興課内

#### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 佐土原高校CADシステム 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成22年12月31日
- (4) 契約期間 平成23年1月1日から平成27年12月31日まで(60月)
- (5) 納入場所 宮崎市佐土原町下田島 21567番地 宮崎県立佐土原高等学校
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額

は、賃借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成 17 年宮崎県条例第 81 号) 第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の (4) の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成 22 年宮崎県告示第 189 号に規定する資格を有する者で、業種がサービス (役務の提供) に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理 (システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成 22 年 9 月 28 日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7235

(2) 期間 平成 22 年 9 月 2 日から平成 22 年 10 月 13 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当

(2) 期間 平成 22 年 9 月 2 日から平成 22 年 9 月 28 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

6 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県立佐土原高等学校

(2) 日時 平成 22 年 9 月 8 日午後 2 時

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当

(2) 提出期限 平成 22 年 10 月 13 日午後 5 時

(3) 提出方法 持参又は送付 (郵便にあつては書留郵便に限る。) により提出すること。

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁 4 号館 2 階 教育入札室

(2) 日時 平成 22 年 10 月 14 日午前 10 時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和 13 年宮崎県規則第 2 号) 第 100 条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7235

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達には、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the service required: CAD system for Sadowara Senior High School : 1 unit

(2) Time limit for tender: 5:00.p.m. 13 October 2010

(3) Contact point for the notice: Regional Affairs Department Section Finance and Welfare Division Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7235

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成 22 年 9 月 2 日

宮崎県病院局長 甲斐景早文

1 落札に係る購入物品及び数量

放射線画像管理システム三式

2 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県病院局経営管理課経営企画担当

宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号

3 落札者を決定した日

平成 22 年 7 月 14 日

4 落札者の氏名及び住所

富士フィルムメディカル株式会社 東京都港区西麻布 2 丁目 26

番30号

## 5 落札金額

168,000,000円

## 6 一般競争入札の公告を行った日

平成22年 6 月 3 日

## 公安委員会公告

## 宮崎県公安委員会公告第17号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成22年 9 月 2 日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

## 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務区分	講 習 の 実 施 日	定 員
追加取得講習	3号警備業務	平成22年11月9日（火）から11日（木）まで	15人

## 2 講習の対象者

## (1) 追加取得講習

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

エ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

## 3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

宮崎地域職業訓練センター 電話0985-58-1554

## 4 受講申込書の提出方法等

## (1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

## (2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
3号警備業務	平成22年9月29日（水）から10月8日（金）まで（土、日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## (3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

## (4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2 のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2 のイに該当する者

検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2 のウに該当する者

検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2 のエに該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2 のオに該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し（追加取得講習受講者に限る。）

## 5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務区分	手数料
追加取得講習	3号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

## 6 その他

(1) 受講申込の受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

--	--